

西条市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画



令和8年2月  
西条市教育委員会

## 目 次

1	計画の趣旨・現状 .....	1
2	目標 .....	3
3	計画の期間 .....	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容 .....	3
5	関連する取組、今後のフォローアップ .....	5
6	学校と教師の業務の3分類（参考資料） .....	6

# 1 計画の趣旨・現状

## (1) 計画の趣旨

学校が直面している大きな課題のひとつは、教員の長時間労働と授業の質の向上との両立である。業務を効率化し、長時間労働をなくして、誰もが働きやすい労働環境を整備することも重要であるが、教員一人ひとりがやりがいを持ち、主体的に働けることが真の「働き方改革」である。教員の健康と生活の質を守りつつ、児童生徒の学びの質を高め、学校組織を持続可能な形で運営するため、業務量管理・健康確保措置実施計画（以下、実施計画という。）を策定する。

## (2) 本市の現状

### ① 令和6年度 時間外在校等時間の状況

◇時間外在校等時間の月別平均

小学校

(単位：時間)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
校長	51.82	46.58	46.42	36.49	9.28	47.1	43.51	40.87	33.15	32.02	35.85	35.54	38.22
教頭	93.97	81.53	80.79	63.23	16.7	74.86	78.61	72.73	62.43	59.47	68.01	75.79	69.01
教諭	46.85	49.32	48.08	36.09	3.54	42.87	45.67	41.23	34.62	30.65	34.85	35.59	37.51
養護教諭	29.63	33.99	35.07	22.54	3.04	36.08	30.24	24.9	17.76	19.94	20.53	23.04	24.75
栄養教諭	32.43	40.66	37.69	25.92	7.01	30.12	31.54	31.92	28.22	28.18	27.1	28.22	29.08
事務職	48.89	22.48	14.38	14.56	7.44	20.43	20.93	31.09	17.38	18.45	19.71	37.74	22.76

中学校

(単位：時間)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
校長	45.67	49.94	37.36	35.6	6.75	41.72	40.46	46.09	32.86	31.99	34.31	31.35	36.17
教頭	92.23	87.01	74.76	64.9	10.58	69.61	78.33	82.38	65.4	64.52	65.82	64.85	68.37
教諭	58.87	62.35	54.55	45.3	11.94	53.21	52.53	53.39	47.31	43.12	43.86	43.29	47.58
養護教諭	56.79	51.05	43.79	30.75	3.37	39.8	36.11	38.32	27.1	31.33	28.93	33.22	35.05
栄養教諭	35.48	33.93	29.42	24.52	4	28.53	29.73	27.16	22.7	18.75	16.93	24.08	24.60
事務職	49.81	30.21	22.22	17.18	4.11	23.3	22.67	34.27	17.72	17.77	17.67	39.54	25.01

\* 教諭：主幹教諭・指導教諭含む

#### 【分析】

- ・区分ごとに比較すると、小学校、中学校ともに教頭の時間外が一番多い。
- ・月別に比較すると、4月・5月が小学校、中学校ともに多くなる傾向がある。
- ・小学校と中学校を比較すると、教諭においては、小学校は平均 **37.51** 時間、中学校では **47.58** 時間となっており、中学校の方が平均 **10** 時間程度多くなっている。

また、養護教諭においても、同様の傾向が見られる。これは、中学校においては部活動の影響があると考えられる。

## ◇時間外在校等時間毎の月別人数

小学校

(単位：時間)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計	割合 (%)
45時間以下	223	211	215	326	461	246	232	267	334	360	322	313	3,510	63.05
45時間超～ 80時間以下	200	209	211	134	2	196	197	176	117	94	128	124	1,788	32.12
80時間超	51	48	42	8	0	23	35	19	10	5	9	19	269	4.83
合計	474	468	468	468	463	465	464	462	461	459	459	456	5,567	100

中学校

(単位：時間)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計	割合 (%)
45時間以下	82	79	99	134	230	100	102	97	127	138	135	136	1,459	49.58
45時間超～ 80時間以下	107	107	103	90	10	102	103	109	88	86	93	84	1,082	36.76
80時間超	64	62	45	21	1	43	40	39	29	20	16	22	402	13.66
合計	253	248	247	245	241	245	245	245	244	244	244	242	2,943	100

## 【分析】

- ・小学校においては、月 45 時間超～80 時間以下の割合が、32.12%、80 時間超が 4.83%で計 36.95%となっている。
- ・中学校においては、月 45 時間超～80 時間以下の割合が、36.76%、80 時間超が 13.66%で計 50.42%となっている。
- ・小学校、中学校ともに、年度当初に 45 時間超の割合が高いものの、年間を通じて一定の人数が月 45 時間超の時間外を行っている。

## ②ストレスチェックの状況（小・中合算）

出典：愛媛県学校共済組合提供資料					
令和6年度	対象者数 (A)	受検者数 (B)	実施率 (B/A)	高ストレス判定者数 (C)	高ストレス者の割合 (C/B)
組合全体 (昨年度)	388,611人	324,622人	83.5%	36,973人	11.4%
西条市	672人	457人	68.0%	38人	8.3%
令和5年度	対象者数 (A)	受検者数 (B)	実施率 (B/A)	高ストレス判定者数 (C)	高ストレス者の割合 (C/B)
組合全体 (昨年度)	396,114人	326,646人	82.5%	36,246人	11.1%
西条市	671人	477人	71.1%	47人	9.9%
令和4年度	対象者数 (A)	受検者数 (B)	実施率 (B/A)	高ストレス判定者数 (C)	高ストレス者の割合 (C/B)
組合全体 (昨年度)	387,661人	323,612人	83.5%	33,128人	10.2%
西条市	684人	468人	68.4%	45人	9.6%

### 【分析】

- ・高ストレス者の割合では、令和4年度から令和6年度まで、いずれの年度においても組合（県内）全体より低い数値となっている。
- ・受検者の割合については、組合（県内）全体より10%以上低い数値となっており、今後は実施率の向上が必要であると考ええる。

## 2 目標

### （1）時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間以内にする。

### （2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下まで減少させる。
- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。

## 3 計画の期間

令和8年度から令和11年度までとする。

ただし、年度ごとに実施する取組み検証の状況によっては、期間内であっても計画の変更を行うこととする。

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

### （1）「学校と教師の業務の3分類」（【参考資料】参照）を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
  - ・青少年育成センター運営委員会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
  - ・給食費について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、令

和 9 年度予算を目途に公会計化を実施する。

- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3 分類」⑤関係）
  - ・教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を検討する。

#### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答（「3 分類」⑥関係）
  - ・学校用グループウェア（ミライム）の機能等を活用することによって、市から学校に発 出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- 部活動（「3 分類」⑬関係）
  - ・令和 8 年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、国の示すガイド ラインに沿い部活動の地域展開を実現する。

#### ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備、学習評価や成績処理（「3 分類」⑮⑯関係）
  - ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフの活用に努める。
  - ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作 業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3 分類」⑲関係）
  - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用を図り、教職員が連携・ 協働した支援体制を構築する。
  - ・不登校児童・生徒数は高水準で推移しており喫緊の課題となっていることから、不登校 支援員の増員により、その児童・生徒に合った支援体制の構築を図る。
  - ・特別支援教育支援員を活用し、特に支援が必要な児童・生徒に対する教職員の負担軽減 を図る。

## （2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の 計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って （小 4 以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合う ものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直 し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、校務の効率化を推進する。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能の設置を推進する。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対し、管理職の面談・指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ ストレスチェック実施率の目標を県内平均とし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 「西条市立小・中学校教職員にかかる在宅勤務規程」に基づき、長期休業期間中のテレワークによる在宅勤務の促進を図る。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップ

- ・ 取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会において報告することとする。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な取組について協力を得られるよう取り組む。
- ・ 年次有給休暇取得の実態把握に努め、ワーク・ライフ・バランスの向上に取り組む。

## 【参考資料】学校と教師の業務の3分類

### 学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・  
取り組むべきことは何か、  
話し合うことが大切です。



#### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における  
日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける  
校外の見回り、  
児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理  
(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間  
の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や  
不当な要求等の学校では対応  
が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動  
を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制構築

#### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、  
デジタル技術を活用し、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・  
管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保  
守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職  
員等を中心に実施し、地域の実情に応じて外部委  
託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備  
の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検  
を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、  
機械警備、役割分担の見直し等を実施
- 11 児童生徒の休み時間における安全へ  
の配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を実施
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住  
民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を実施
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

#### 教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する  
指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員  
業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の  
活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業のうち  
補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中  
心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程  
調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフ  
の協働を促進し、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集  
等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭  
への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進